

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 12 月 27 日 (火) 第 375 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 1
- まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 2
- まあじに関する知事管理漁獲可能量の設定 (水産振興課取扱い) 2
- まいわし対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の設定 (水産振興課取扱い) 2
- 公有水面の埋立ての免許 (港湾空港課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (鹿児島地域振興局取扱い) 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第898号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 4 年 12 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者, 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
医療法人常清会	鹿児島市南新町1-29	訪問看護ステーションシエル	鹿児島市紫原二丁目18-9	令和4年12月1日	精神通院医療
株式会社ケアクラフトマン	出水郡長島町指江343-1	訪問看護ステーション達者の家	出水郡長島町鷹巣1799-1	令和4年12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第899号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
			変更前	変更後	
株式会社ケアクラフトマン 出水郡長島町指江343-1	訪問看護ステーション達者の家 出水郡長島町鷹巣1799-1	医療機関の主たる事務所の所在地	出水郡長島町蔵之元3696番地	出水郡長島町指江343-1	精神通院医療
		事業所の所在地	出水郡長島町蔵之元3696番地	出水郡長島町鷹巣1799-1	

鹿児島県告示第900号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和4年12月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和4年7月1日から令和5年6月30日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
9,000トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業	7,500トン
鹿児島県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準

鹿児島県告示第901号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まあじに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和4年12月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和5年1月1日から同年12月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
3,000トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まあじ漁業	1,600トン
鹿児島県その他のまあじ漁業	現行水準

鹿児島県告示第902号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和4年12月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和5年1月1日から同年12月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
--------	------

鹿児島県告示第903号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和4年12月27日

硫黄島港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

1 免許年月日

令和4年12月16日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 塩田康一

3 埋立区域

(1) 位置

鹿児島郡三島村硫黄島字磯松217番3及び217番4の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 鹿児島郡三島村硫黄島字稲村嶽236番の国土地理院四等三角点（北緯30度47分02秒44，東経130度17分16秒34）（以下「基点」という。）から236度16分20秒891.91メートルの地点

②の地点 ①の地点から351度58分24秒23.48メートルの地点

③の地点 ②の地点から261度55分46秒13.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から172度20分36秒23.51メートルの地点

(3) 面積

307.15平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

鹿児島郡三島村硫黄島字磯松217番3，217番4，217番5及び217番6の地内並びに同字217番3，217番4，217番5及び217番6の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊷の地点と㊸の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊷の地点 基点から233度44分22秒875.14メートルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から342度15分23秒93.77メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から262度51分24秒139.53メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から171度38分60秒115.38メートルの地点

(3) 面積

15,387.39平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地

鹿児島地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和4年12月27日

鹿児島地域振興局長 中野功久

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月 日	障害福祉 サービス の種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
就労継続支援事 業所ひまわり	いちき串木野市 大里字橋ノ口 3939番地	NPO法人ひま わり育成会	いちき串木野市 大里字橋ノ口 3939番地	神村 慎二	令和 4 年 11月 30 日	就労継続 支援 B 型

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第141号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 4 年 12 月 27 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 桃剣鬼神 Z B	株式会社ソフィア	210216
ぱちんこ遊技機	P フィーバーアクエリオン 7 F	株式会社三共	210303
回胴式遊技機	S 戦国コレクション 5 P S	K P E 株式会社	2S1018
回胴式遊技機	S 戦国コレクション 5 K Y	株式会社コナミアミューズメント	2S1351